

様式第 1 号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※1 再評価	完成			
1	道路事業 国道219号 岩下工区	西都市	延長L=1.0km 幅員W=5.5 (7.0) m	H27	—	R3	3,588	①	道路建設課

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

国道219号は、西米良村から西都市への唯一のアクセス道路であり、災害時には、防災拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ「第一次緊急輸送道路」としての役割を担う重要な路線である。岩下トンネルは、昭和35年に整備されており、内空断面が狭く、車両同士の離合が困難な状況であることから、新たなトンネルを建設し道路ネットワークの一層強化を図ることを目的に事業を実施した。

【事業効果の発現状況】

道路構造令に準拠した幅員及び建築限界が確保され大型車の離合が可能となった。

【事業による環境の変化や環境保全】

トンネルのため環境への影響は小さい。

【施設の維持管理状況】

適正に維持管理されており、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

R3交通センサス：1,405台/日

道路巡視(基準)：3回/週(1,000台以上5,000台未満/日)

道路巡視(実施)：3回/週

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、大型車同士の離合が可能となり「走行性の向上」が図られていることから更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、「走行性の向上」及び「信頼性の向上」が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業

②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。